

# 医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン

平成19年3月27日  
厚生労働省

## 1 はじめに

厚生労働省においては、情報技術を活用した今後の望ましい医療の実現を目指し、平成13年12月26日に「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」を策定した。このグランドデザインにおいては「医療の将来像を踏まえた医療の課題と情報化」、「医療情報システム構築のための戦略」、「情報化の進展に伴う保健医療福祉総合ネットワーク化への展開」、特に医療情報システムの構築に関しては電子カルテ・レセプト電算処理システムの目標と達成年次、国の講ずるべき施策等が盛り込まれている。厚生労働省においては、このグランドデザインを踏まえ、電子カルテ・レセプト電算処理システムの目標の達成に努めるとともにグランドデザインで描かれた情報技術を活用した今後の望ましい医療の実現に向け、各般の施策を講じてきたところである。

一方、ITの構造改革力で日本社会の改革を推進するという観点から、平成18年1月19日にIT戦略本部において「IT新改革戦略」が決定され、今後重点的に取組むIT政策として、保健・医療・福祉分野が取り上げられている。その中で、医療・健康・介護・福祉分野横断的な情報化方針、具体的なアクションプラン等を示す情報化のグランドデザインを2006年度末までに策定することとされている。厚生労働省においては、平成18年1月より情報政策会議（議長 事務次官）の下、有識者の意見も聴きつつ、検討を進めてきたところであり、ここに、医療・健康・介護・福祉分野において情報化が進められた将来のあるべき姿、平成18年度から概ね5年間のアクションプランを示す、「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」を取りまとめた。

## 2 背景

我が国においては、平成17年に初めて、死亡者数が出生数を上回り、総人口では約2万1千人の減少になるなど、人口が減少局面に入りつつある。また、平成17年現在の65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,576万人となり、総人口に占める割合も20.2%と、初めて20%を超えた。

このような人口減少と急速な少子高齢化により、我が国における生産年齢人口の減少や、医療・健康・介護・福祉分野のサービスの利用者の増加が見込まれる。今後とも、国民が住み慣れた地域や家庭において、これらのサービスを総合的に受けられる社会の構築が求められるが、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、今後とも我が国経済社会の活力を維持・増進していく観点からは、限られた資源を有効に活用し、質の高いサービスを効率的・効果的に提供していくことが課題となっている。

こうした中、情報技術の進歩は目覚ましく、ブロードバンドインフラの整備と利用の拡大、高機能携帯電話の普及、電子商取引の利用環境の整備とその取引規模の飛躍的な増大等、日本の情報化環境は変化している。こうした情報技術を利用し、国民が医療・健康・介護・福祉分野のより良いサービスを効率的に利用できる社会を実現し、ひいては持続的で国民に信頼される社会保障制度を構築することが必要である。

なお、急速なIT化の進展に伴い、個人情報の漏洩、ネットワーク上の成りすまし、改竄等が社会問題となっている。情報化を進めるに当たっては、国民の安心を最優先し、安全に健康情報等の個人情報を活用したサービスを受けられる体制を整備することが必要である。

## 3 基本的視点

医療・健康・介護・福祉分野の情報化については、以下に示す基本的視点の下に推進する必要がある。

### ① 総合的施策の着実な実施

情報化の主たる目的の1つは、利用者である国民が効率的にサービスを利用し、医療機関や介護事業者等が効率的にサービスを提供できるようにすることである。したがって、情報化を進めるに当たっては、医療・健康・介護・福祉の各分野にわたる施策の連携をとつて効率的な投資が行われるよう最大限配慮することが必要である。（全体最適の実現）

また、医療・健康・介護・福祉の在り方は、地域やサービス提供体制の状況や制度の動向により定まることが多いことから、地域の状況や制度の動向を踏まえ、制度や業務の見直しとの整合性をとりつつ、総合的かつ段階的に推進することが重要である。（B P R : Business Process Reengineering の徹底）

### ② 利用者の視点の重視

ITはその先端性ゆえに技術先導になりやすく、IT化を進めること自体が主たる目的となりがちであるが、今後のIT化に関する施策は、国民がIT化の恩恵を享受できる社会の構築に貢献するものであること、すなわち、国民が生涯を通じて医療・健康・介護・福祉分野の質の高いサービスを効率的かつ安心して受けられることに資するものでなければならない。

さらに、IT化を着実に推進するためには、サービス提供者である、医療機関・介護事業者や保険者にとって、提供するサービスの質の向上を含め、IT化のメリットがもたらされるものであることが重要である。

### ③ 真に必要なIT化の推進

ITの導入自体が主たる目的となつた過剰なIT化は、単なるコスト増となりかねない。IT化の施策は、真に必要なITの導入にその対象を限定しなければならない。真に必要なIT化は、利用者の視点に立つたものであることは当然であるが、IT化が医療・健康・介護・福祉の各分野の課題の解決につながり、その結果、持続的な社会保障制度の構築等に資するものでなければならない。

#### ④ 個人情報の保護と国民の選択の尊重

医療・健康・介護・福祉分野において情報化が進んだ将来においては、健康情報等の個人情報の利活用が見込まれるが、これらの情報は非常に高度な個人情報であることから、その保護に万全を期すことが当然である。また、個人情報を活用したサービスの利用については、この点も踏まえた上で、個人の選択を尊重することが重要である。

#### ⑤ 官民の役割分担

IT化の推進に当たっては、官民の役割分担の観点から、行政は、用語・コード等の標準化、セキュリティ基準の明確化等の安全基盤の構築、健診項目・電子データ形式の標準化、健康情報を管理するデータベースの整備、国民、医療機関、介護事業者、保険者等の合意形成等において適切にその役割を果たすべきである。

### 4 国民、医療機関、介護事業者、保険者等のニーズ

医療・健康・介護・福祉の分野におけるIT化は、「3 基本的視点」に述べたとおり、国民等の利用者の視点に立って進めることが特に重要である。また、IT化が進捗するか否かは、実際にITに係る投資を行う医療機関、介護事業者、保険者がIT化のメリットを実感できるかにかかっている。したがって、今後のIT化の将来像や具体的なアクションプランについては、国民、医療機関、介護事業者、保険者等のIT化に関するニーズから考える必要がある。これらの関係者のニーズは以下のとおりであると考えられる。

#### 【国民】

ITを活用して、自身の健診情報・診療情報を日常の健康管理に活かしたり、医療機関・介護事業者等に提供し、安心して質の高いサービスを効率的に受けるというニーズ。

- 希望すれば、自身の健診情報・診療情報を電子的に入手・管理

することができ、生涯を通じた健康管理に役立てたい。

- セカンドオピニオンや専門医への紹介をスムーズに受けたい。  
また、希望すれば、診療情報等のうち、必要な情報が介護事業者と共用されること等により、安心できる介護サービスを受けたい。
- 医療機関・介護事業者等に関する正確で豊富な情報を入手したい。

#### 【医療機関・介護事業者】

費用対効果の高いＩＴの導入により、質の高いサービスを効率的に提供するというニーズ。

- 安全で効率的に、質の高い医療・介護を提供したい。
- 客観的で高精度な統計的・疫学的データを医療・研究に活かしたい。
- 医療保険事務及び医療事務にかかるコストを抑えたい。

#### 【保険者等】

レセプトオンライン化等により、医療保険事務を効率化するとともに、保険者機能を効果的に発揮するというニーズ。

- レセプト保管経費の軽減、レセプト誤記や資格過誤の解消等により医療保険事務にかかるコストを抑えたい。
- 医療費を適正なものとするためにも、健診情報・レセプトデータを活用して、被保険者に対し効果的な保健指導を実施したい。

## 5 IT化を進めるに当たっての課題

- 医療機関、介護事業者、健診事業者等事業者間の情報連携のための用語・コード、項目、記述形式等の標準化、事業者間で授受されるべき項目の定義
- 機器間、事業者間及び分野間における情報の相互運用性の確保
- 医療知識基盤データベースの整備
- 事業者間の情報連携に必要なセキュリティ基準の明確化等の安全基盤の構築
- 幅広い関係者による情報の共用
- 健康情報を管理するデータベースの整備
- 国民、医療機関、介護事業者、保険者等の合意形成

## 6 IT化による将来の姿

(1) 医療・健康・介護・福祉分野のIT化については、国民等の合意形成を図るとともに、実際にITに係る投資を行う医療機関、介護事業者、保険者等と政府が共通の認識の下に、中長期的視点に立って、取組むことが必要。このため、ここでは、上記「5 IT化を進めるに当たっての課題」に掲げた事項が達成された将来における医療・健康・介護・福祉の姿を提示するものである。

なお、平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会において、「医療制度改革大綱」が取りまとめられたが、その中で、改革の基本的な考え方として、

- ① 安心・信頼の医療の確保と予防の重視
- ② 医療費適正化の総合的な推進

等が示された。IT化を進めるに当たっては、こうした政策

目標との整合性をとり、持続可能で国民の安心と信頼を得る社会保障制度の構築に貢献するものとすることが重要である。

- 個人が希望すれば、生涯にわたる健診情報・診療情報等を電子的に入手・管理できる仕組みが構築され、個人がこれらの情報を日常の健康管理に役立てるとともに、必要に応じて医療機関に提供して適切な医療を受けることができる。また、保険者においては、健診情報やレセプトデータを活用して効果的な保健指導を行うことができる。
- 医療機関内の事務の情報化により、カルテ保存や運搬等の効率化、安全で効率的な物流管理、情報伝達の円滑化・迅速化や誤記・誤読防止等による医療安全の推進、情報の統計的・疫学的活用等が図られる。
- 医療機関が安全にネットワーク化され、診療画像や検査情報等を安全・円滑に情報交換することが可能となり、専門医への紹介やセカンドオピニオンをスムーズに受けることができるとともに、遠隔医療が普及する。
- 医療機関と介護事業者等が電子的に情報連携されることにより、相互に利用者の持病・アレルギー・服薬状況・急変時の対応等の必要な情報が必要に応じて円滑・安全に伝達され、利用者の安全確保に役立てることができる。
- 医学の進歩、医療サービスの質の向上を目指して、健診情報・診療情報・レセプトデータから、個人情報の保護に配慮しつつ、医学研究者、医療従事者、国、地方公共団体、保険者が統計的・疫学的分析を行うことができる体制が確立されることにより、EBMが推進される。
- レセプト請求事務が完全オンライン化され、医療機関・審査支払機関・保険者におけるレセプト請求事務・審査支払事務・レセプト管理事務等が効率化され、医療保険事務にかかるコストが抑

えられる。

(2) 上述のように医療・健康・介護・福祉分野におけるＩＴ化が進んだ社会においては、個人が希望すれば自分自身の健診情報・診療情報等を電子的に収集・管理し、日常の健康管理や診療の場において活用することとなるが、これらの情報は極めて高度な個人情報であることから、例えば、当該情報にアクセスできる関係者を確認できるアクセスキーのような機能が必要となると想定される。こうした機能を担うデバイスの選択肢の一つとしてＩＣカードが考えられる。

医療・介護・年金等の公共分野におけるＩＣカードの導入の在り方については、「重点計画—2006」（平成18年7月26日　ＩＴ戦略本部決定）において、2007年夏までに結論を得ることとされており、現在、厚生労働省において、有識者からなる検討会を設置し、検討を進めているところである。

ＩＣカードについては、従来より、医療保険証、介護保険証、年金手帳・証書として利用することが議論されてきたが、その特徴としては、

- ・ セキュリティが非常に高く、大容量の情報を格納することが可能。
- ・ カードに格納した秘密鍵や電子証明書等の活用（PKIの利用）により、厳格な本人確認を電子的に行うことなどが可能。

といった点が挙げられる。ＩＣカードのこうした特徴を活かすためには、上述のアクセスキーとしての機能を含め多機能化して活用することが適当と考えられる。

実際に医療・介護・年金等の公共分野にＩＣカードを導入するに当たっては、費用対効果やＩＣカードの標準化の動向、国民の合意形成といった課題や発行主体、住民基本台帳カードとの関係等の制度の在り方について十分な検討が必要である。

また、社会保障分野に多機能化したＩＣカードが導入された場合には、制度横断的でライフステージを通じて統一され